

## 高校生活の心得

生命の尊重を第一に、健康と安全に留意して生活するとともに、他者への思いやり、文武両道、自律の精神を忘れずに生活する。

### 【遅刻】

午前8時50分を始業時間とする。これに遅れた場合は生徒指導室に立ち寄り「遅刻(入室)カード」に記入をし、検印を受けたのちに入室すること。不注意の遅刻を重ねると段階的指導の対象となる。当日の遅刻、欠席の連絡は午前7時30分～8時30分に保護者から入れてもらう。無断の遅刻や欠席は特別指導の対象となる場合がある。

### 【携帯電話】

朝のS.T.～帰りのS.T.間は電源を切ってカバンの中にしまう。ただし教科担任の指示がある場合は除く。朝のS.T.前、帰りのS.T.後であっても、来客の通る本館1階や2階では使用を控える。また歩きながらの使用もしないこと。違反者は程度に応じて段階的指導の対象となる。

### 【アルバイト】

長期休業中以外の時期におけるアルバイトは原則として許可しない。どうしても必要な場合は保護者を通じて担任に相談する。長期休業中についても、保護者の承諾を得た後、担任に申し出、生徒指導部の許可を得てから行うこととする。

### 【交通安全】

交通信号・交通標識、その他の交通規則を遵守し、交通安全に努める。通学距離1km以上の生徒については、自転車を登録し、登録ステッカーを貼った自転車での通学を許可する。部活動の活動場所の関係で自転車を利用する者についても登録をした上で自転車通学を許可する。また自転車通学保障保険(自賠責保険)に加入し、ヘルメットの着用を心掛けること。

自動車運転免許(原付免許を含む)は取得しない。ただし、第3学年の進路決定者については、本校の定める条件を満たした者から段階的に自動車学校への入校を認めていく。

## 特別指導について

法律に反する行為や本校のルールを大きく逸脱する行為に関しては、校長による「特別指導(校長訓戒・謹慎等)」を保護者同席にて行う。また、学校教育法施行規則第26条に基づく懲戒が行われる場合もある。

法律に反する行為に加え、具体的には以下のような行為が指導の対象である。

悪質ないじめ、いやがらせ、SNSの不適切利用、誹謗中傷、盗撮、窃盗、恐喝、暴力・傷害行為、器物損壊、飲酒、喫煙、怠学、考査不正行為、無断運転免許取得、無断アルバイト、授業妨害、暴言、問題行動に同席、度重なる問題行動など

## 身だしなみの心得

清潔に心がけ、簡素端正な服装をし、品位を保つ。登下校の際は以下の規定を守り、生徒証を携帯する。

### 【服装規定】

本校規定制服を着用する。更衣期間は設けないが、気候に合ったものを着用する。どの制服であっても下記のとおり正しく着用する。また、式等で指示のある場合は合わせる。理由があり異装を希望する場合は、生徒指導部の許可を得る。

#### ア 制服

冬服……冬用シャツに、ネクタイを締める。上着の左襟に校章を付ける。

スカートの場合は上着の下にベストを着用するが、指定のセーターでも良い。

夏服……夏用の半袖シャツ又は長袖シャツ（左胸刺繍入り）で、スカートの場合はオーバーシャツとなる。

ネクタイは締めず、第一ボタンを開けてもよい。

合服……冬用シャツ。ネクタイは締めなくてもよい。スカートの場合はベストを着用する。

#### イ 通学靴・靴下

通学靴……黒・茶色の革靴又は華美でない運動靴。型は短靴。

靴下……黒・紺の無地とする。ストッキングは黒・濃紺・ベージュの無地とする。スラックスの場合は白や灰色の無地も可とする。靴下でくるぶしが出るほど短いものは避ける。ワンポイントは可。

#### ウ 防寒具（気候に合わせて着用する。）

（１）セーターは、本校指定のもの（黒又は白で左胸刺繍入り）を着用する。年生は入学当初のみ、近似のセーターの着用を点検した上で認める。

（２）その他の防寒具は、コート類、マフラー（ネックウォーマー）、手袋とする。着用は登下校のみとし、校舎内では着用しない。素材、色、型等は登下校に適したものとする。防寒着（コート類）の型については制服の上に着脱することを考えて「前開き」のものとする。

### 【スリッパ】

各学年指定のものを校舎内で使用する。氏名を記入しておくこと。

### 【カバン】

通学にふさわしいものとする。

### 【頭髪】

パーマ、染色、脱色等人目を引く技巧はしない。

### 【装身具・所持品】

指輪・ピアス等、装身具や化粧はしない。また学校生活にそぐわないものは持ち込まない。

## 校則改定の規定

校則の改定については、生徒・教職員・保護者・地域等の意見等を参考に、必要諸会議を経て決定し、改定後は本校ホームページに掲載する。